

フランスの国民投票制度の改正 —国会議員と有権者による共同発案—

国立国会図書館 総務部
人事課 服部 有希

【目次】

はじめに

I フランスにおける国民投票

- 1 フランスにおける国民投票—レファレンダムとプレビシット—
- 2 国民投票の問題点と改革の流れ

II 新制度の概要

- 1 憲法第 11 条の規定
- 2 共同発案による国民投票制度の概要
- 3 共同発案による国民投票制度の問題

おわりに

翻訳：憲法第 11 条の適用に関する 2013 年 12 月 6 日の組織法律第 2013-1114 号

憲法第 11 条の適用に関する 2013 年 12 月 6 日の法律第 2013-1116 号

はじめに

フランスでは、2008 年 7 月 23 日に、大規模な憲法改正があった。この中で、国民投票を規定する憲法第 11 条も改正された。これにより、国民投票の発案権 (initiative) が拡大され、従前の大統領による発案に加えて、議会と有権者による共同の発案も可能となった。

この新制度の施行には、組織法律⁽¹⁾の制定が必要となる。そこで、2010 年 12 月 22 日にこのための組織法律案が提出された。しかし、審議に時間がかかり⁽²⁾、組織法律は、憲法改正から 5 年以上が経過した 2013 年ようやく成立することとなる。これが、「憲法第 11 条の適用に関する 2013 年 12 月 6 日の組織法律第 2013-1114 号」⁽³⁾である。また、この組織法律とあわせて「憲法第 11 条の適用に関する 2013 年 12 月 6 日の法律第 2013-1116 号」⁽⁴⁾も制定された。本稿では、この憲法第 11 条の改正とこれに係る立法の背景及び概要を紹介し、併せて制定された 2 法の全文を訳出する。

(1) 組織法律 (loi organique) は、憲法と通常の法律の間に位置する法律で、公権力の組織、運営等について、憲法の規定を明確化するものである。

(2) 2008 年の憲法改正当時のニコラ・サルコジ (Nicolas Sarkozy) 大統領の政権が第 11 条の改正をそれほど重要視していなかったことが遅延の原因と考えられている。さらに、2012 年の大統領選と政権交代により、審議が 1 年以上中断した。Francis Hamon, “Le référendum d’initiative partagée sera bientôt opérationnel mais l’on s’interroge encore sur son utilité,” *Revue française de droit constitutionnel*, n° 98, 2014.2, p.253.

(3) Loi organique n° 2013-1114 du 6 décembre 2013 portant application de l’article 11 de la Constitution.

(4) Loi n° 2013-1116 du 6 décembre 2013 portant application de l’article 11 de la Constitution.

I フランスにおける国民投票

1 フランスにおける国民投票—レファレンダムとプレビシット—

(1) 第5共和制成立以前の国民投票

フランスで国民投票は、一般に「レファレンダム」(référendum)と呼ばれる(この語は、地方規模の住民投票も意味するが、本稿では、国民投票について論じる)。このレファレンダムとは別に、「プレビシット」(plébiscite)という語がある。レファレンダムが特定の政治的選択の可否をめぐり実施される国民投票を指すのに対し、プレビシットは、特に、権力者が自らの権力を正当化するために実施する信任投票の性格を帯びた国民投票を指す場合が多い⁽⁵⁾。

フランスでは、1793年8月4日からこれまでに、23回の国民投票が実施されている。このうち、1800年から1804年までの3回の国民投票は、ナポレオン・ボナパルト(Napoléon Bonaparte)による第1帝政(1804～1814年及び1815年)の確立を基礎づけたもので、プレビシットの原型と言われている。ナポレオンは、政治的状況を利用して巧みに民意を誘導し、国民投票により自身への信任を取りつけることで、独裁体制を正当化したのである。このように、直接民主制的な手続である国民投票が独裁体制への道を開いてしまった一因は、自由な民意の表明を保障する制度的条件が欠けていたことにあるとされる。その具体例として、例えば、議会による統制の排除、支持を得やすい質問事項の選択、言論統制、秘密投票の否定等が挙げられる⁽⁶⁾。このような手法は、後のナポレオン3世であるシャルル・ルイ＝ナポレオン・ボナパルト(Charles Louis-Napoléon Bonaparte)にも引き継がれ、1852年の第2帝政(1852～1870年)の確立へとつながった。

このような国民投票のいわゆるボナパルティズム的な実践は、国民投票による直接民主主義に対する信頼を失墜させた⁽⁷⁾。このため、第2帝政に続く第3共和制(1870～1940年)では、国民投票と議会による代表民主主義とは両立しないと主張が盛んとなり、一度も国民投票が実施されなかった⁽⁸⁾。また、第4共和制(1946～1958年)においても、その成立期に、第4共和制憲法の制定に関する3回の国民投票が実施されたのみであった⁽⁹⁾。

以上のように、フランスの国民投票については、プレビシットのような制度の濫用の危険性とその抑制に必要な制度的条件が問題とされてきた。

(2) 第5共和制憲法における国民投票の分類

1958年制定の現行の第5共和制憲法(以下「憲法」)は、初代大統領となるシャルル・ド・ゴール(Charles de Gaulle)を中心に起草された。その中心的な構想は、大統領の権力を議会などの他の権力よりも優位に置くことであった。こうした構想の実現のために、大統領と主権が存する国民とを直接結びつける必要性が強く主張された。国民投票は、その1つ

(5) 只野雅人「直接民主主義の可能性と限界」井口秀作ほか編著『いままぜ憲法改正国民投票法なのか』蒼天社出版, 2006, p.33.

(6) 乗本せつ子「フランス第一帝制確立期における人民投票制度の構造」『法律時報』55(10), 1983.10, pp.79-80.

(7) Patrick Taillon, *Le référendum expression directe de la souveraineté du peuple?: essai critique sur la rationalisation de l'expression référendaire en droit comparé* (Bibliothèque parlementaire et constitutionnelle), Paris: Dalloz, 2012, pp.51-52.

(8) Jean-Marie Denquin, *Référendum et plébiscite: essai de théorie générale* (Bibliothèque constitutionnelle et de science politique), t.52, Paris: Librairie générale de droit et de jurisprudence, 1976, pp.101-111.

(9) 第4共和制憲法上、国民投票は、憲法改正に関するものしか認められていなかった(第4共和制憲法第3条)。さらに、憲法改正案が国民議会の第2読会において3分の2以上の多数で可決された場合又は両院において5分の3以上の多数で可決された場合は、国民投票を実施することができないとされており(同第90条)、実施要件は極めて限定的であった。

の手段として、広く採用されたのである⁽¹⁰⁾。

憲法第3条第1項は、国民⁽¹¹⁾が主権を行使する手段として、議会を通じた代表民主主義とともに、国民投票による直接民主主義を掲げている。この第3条第1項の規定に基づき国民投票を具体化する3つの条文として、第11条、第88-5条及び第89条が置かれている。このうち、第88-5条は、2005年3月1日の憲法改正で加えられたものである。3つの条文で規定する国民投票は、それぞれ対象等が異なる。

第11条は、特定の法律案を対象とする手続である。詳細は次章に譲るが、国民投票の発案は大統領が行う場合と、本稿の主題である議員と国民による共同の発案がある。

第89条は、憲法改正手続に関するもので、第2項において、憲法改正法律案は両院による可決後、国民投票に付すとしている。ただし、第3項において、政府提出の改正案について、大統領がこれを両院合同会議(Congrès)に付託する場合には、国民投票は実施されないとしている。この場合、両院合同会議における有効投票の5分の3以上で改正案は採択される。なお、第5共和制憲法下の24回の憲法改正のうち、第2項による国民投票を経て承認されたものは、大統領任期の短縮に関する2000年10月2日の改正のみである(2000年9月24日の国民投票)。残りの憲法改正のうち、例外的な2回⁽¹²⁾を除く21回は、第3項に従って、国民投票ではなく両院合同会議を経て実施された。

第88-5条は、EUへの新たな国家の加盟に関する条約を承認する政府提出法律案を対象とする。この法律案は、大統領により国民投票に付される。ただし、この手続は、これまで実施されたことがない。

以上のような規定に従い、これまでに第5共和制下では、第5共和制憲法の承認を目的とする例外的なものを含めて、10回の国民投票が実施されている(表1参照)。

(10) 岡田信弘「現代憲法における人民投票制度(1)」『明治学院論叢』343号, 1983.3, pp.171-172.

(11) 本稿では、便宜上一貫して「国民」の語を用いているが、憲法第3条第1項は、主権は“peuple”に存ずるとしており、この“peuple”は、「人民」と訳されることが多いことを付記しておく。これは、フランス憲法学上、主権が抽象的存在としての「国民」(nation)に帰属するとする「国民主権」と具体的存在としての「人民」(peuple)に帰属するとする「人民主権」とに区別して考察されてきたことに由来する。今日では、このような区分は講学上の意義を有するにとどまるとする見方もあるため、本稿では「国民」とした。同上, pp.147-148.

(12) 1960年6月4日の改正は、すでに削除された旧第85条によるもので、1962年11月6日の改正は、後述する憲法第11条によるものである。

表 1 第 5 共和制下の国民投票

実施日	目的	手続	投票率	結果	
1958年9月28日	第 5 共和制憲法の承認	特例 *	80.5%	可決	賛成 82.6% 反対 17.4%
1961年1月8日	アルジェリア住民の民族自決の承認	第11条	73.7%	可決	賛成 75% 反対 25%
1962年4月8日	アルジェリア独立に関するエヴィアン協定の承認	第11条	75.3%	可決	賛成 90.8% 反対 9.1%
1962年10月28日	直接普通選挙による共和国大統領の選挙の承認	第11条	77%	可決	賛成 62.2% 反対 37.8%
1969年4月27日	元老院改革及び州の創設の承認	第11条	80.1%	否決	賛成 47.6% 反対 52.4%
1972年4月23日	欧州経済共同体の拡大の承認	第11条	60.2%	可決	賛成 68.3% 反対 31.7%
1988年11月6日	ニューカレドニアの自治の承認	第11条	36.9%	可決	賛成 80% 反対 20%
1992年9月20日	欧州連合に関するマーストリヒト条約の承認	第11条	69.7%	可決	賛成 51% 反対 49%
2000年9月24日	大統領任期の短縮の承認	第89条	30.2%	可決	賛成 73.2% 反対 26.8%
2005年5月29日	欧州憲法条約の承認	第11条	69.4%	否決	賛成 45.3% 反対 54.7%

(注) * 第 4 共和制憲法第 90 条の特例となる法律により実施された。当該法律は、「憲法第 90 条の規定の臨時特例を設け、及び国民投票について定める 1958 年 6 月 3 日の憲法的法律」(Loi du 3 juin 1958 constitutionnelle portant dérogation transitoire aux dispositions de l'article 90 de la Constitution et prévoyant un référendum) である。

(出典) Patrick Taillon, *Le référendum expression directe de la souveraineté du peuple?: essai critique sur la rationalisation de l'expression référendaire en droit comparé* (Bibliothèque parlementaire et constitutionnelle), Paris: Dalloz, 2012, p.53 を基に筆者作成。

2 国民投票の問題点と改革の流れ

(1) 国民投票制度の問題点

(i) 運用上の問題点

第 5 共和制の国民投票については、制度とその運用について問題が提起されている⁽¹³⁾。

まず、運用上の問題は 2 点ある。1 点目は、プレビシットの問題である。1961 年から 69 年までにド・ゴール大統領は、4 回の国民投票を実施し、これに大統領としての責任をかけ、信任投票としての側面を強調する手法をとったのである⁽¹⁴⁾。

2 点目は、違憲性の問題である。1962 年 10 月 28 日の国民投票は、憲法第 11 条に従い、憲法改正案を対象として実施された。一般的な憲法解釈では、憲法改正は、憲法第 89 条に基づき実施される。この場合、必ず議会での審議が必要となる。しかし、ド・ゴール大統領は、国民投票こそが憲法改正の最も正当な方法であると主張し、憲法第 11 条の国民投票による憲法改正を主張した。これは、憲法改正手続から議会将を排除することを意味する⁽¹⁵⁾。法律問題に関する諮問機関であるコンセイユ・デタは、第 11 条による憲法改正に

(13) これらの問題点については、次を参照。井口秀作「フランス第 5 共和制憲法におけるレフェレンダム」比較憲法史研究会編『憲法の歴史と比較』日本評論社, 1998, pp.371-373; 横尾日出雄「フランスにおける国民投票とその改革の動向—ミッテランの改革構想と 1995 年憲法改正による国民投票の改革—」『名古屋短期大学研究紀要』41 号, 2003, pp.93-95.

(14) 横尾日出雄「大統領への信任投票から国民投票へ」『議会政治研究』29, 1994.3, p.63.

(15) ド・ゴール大統領は、上院での反対を予想し、このような手法をとったと考えられる。岡田 前掲注(10), pp.85-86.

は強い違憲の疑いがあるとする意見を出した⁽¹⁶⁾。しかし、結局、この憲法改正案は、第 11 条に基づく国民投票で承認された。この結果について、合憲性審査機関である憲法院は、国民投票で採択された法律は「国民主権の直接の表明」(expression directe de la souveraineté nationale)であるとして、憲法院にその合憲性を審査する権限はないと判断した⁽¹⁷⁾。このように、第 5 共和制初期において、国民投票は、濫用とも取れる形で実施されていた。

(ii) 制度上の問題点

このような問題が生じた背景には、2008 年の改正前の憲法第 11 条の国民投票における次のような制度上の問題がある。1 点目は、大統領による発案 (initiative présidentielle) の問題である。第 11 条は、大統領のみが国民投票を発案することができるとしていた。この発案権に対する制限として、同じく第 11 条により、国民投票の発案には政府の提案又は議会の両院共同の提案を要するとされている。しかし、この提案を受けるか否かは大統領の裁量に任せられている。さらに、大統領と首相がそれぞれ異なる政党に属するコアビタシオンという特殊な状況を除き、首相は大統領に従属している。このため、大統領の意向により、政府に提案を求めることが可能となる。したがって、この規定により、大統領の発案権に実質的な制限を加えることは困難である⁽¹⁸⁾。

2 点目の問題は、憲法院の合憲性審査に関する規定がなかったことがある。このため、憲法院は、国民投票の対象や実施手続について、事前に合憲性審査を行うことができなかった。また、事後の審査についても、前述のとおり、憲法院が自らその可能性を否定している。

同様に、3 点目の問題として、国民投票に対する議会の統制も保障されていなかったことがある。1995 年に改正された第 2 項には、政府が提案した国民投票について、議会が討議を行うことができるとする規定が置かれたが、大統領や政府にその討議結果を考慮するよう義務づける規定はなく、議会による統制手段として有効ではない。

そして 4 点目として、国民投票の対象の問題がある。第 11 条は、国民投票の対象を限定的に列挙している。具体的には、政府提出法律案のうち、①公権力の組織、②国の経済、社会又は環境に係る政策及び当該政策に貢献する公役務、③諸制度の運営に影響する条約の承認のいずれかに関するものである。①及び③は第 5 共和制憲法制定時からある規定だが、②は 1995 年の憲法改正により追加されたもので、2008 年の憲法改正で環境に係る政策も対象となった。このように対象は限定されているが、その実際の範囲は曖昧であり、これを解釈する者、つまり大統領に幅広い裁量権を与える結果となっている。また、第 2 及び第 3 の問題点にあるように、このような大統領の裁量権を事前に統制する手段について規定されていない。

以上のように、2008 年の改正以前の第 11 条の規定は、唯一の発案権者である大統領が国民投票の対象の解释权も有し、これに歯止めをかける仕組みも存在しない制度であった。後述するとおり、これらの問題の多くは、2008 年の改正によっても解消されないままである。

(16) Taillon, *op.cit.*(7), p.391.

(17) Cons. const. déc. 62-20 DC du 6 novembre 1962. この判決については、次を参照。井口秀作「レファレンダムによって承認された法律に対する違憲審査」フランス憲法判例研究会編『フランスの憲法判例』信山社出版, 2002, pp.383-386.

(18) Michel de Villiers, “Dans quels cas prévoit-elle des référendums ?,” *La Constitution en 20 questions*, question n° 17. Conseil constitutionnelle Website (<http://www.conseil-constitutionnel.fr/conseil-constitutionnel/francais/la-constitution/la-constitution-de-1958-en-20-questions/la-constitution-en-20-questions-question-n-17.17364.html>) 以下、インターネット情報は 2015 年 5 月 29 日現在である。

(2) 改革の流れ

ド・ゴール大統領は、1969年4月27日に再び第11条による憲法改正を試みた。しかし、これが国民投票で否決され、大統領を辞任する結果となった。続くジョルジュ・ポンピドゥー (Georges Pompidou) 大統領は、1972年4月23日に国民投票を実施したものの、投票率は約60%にとどまり、国民の関心の低下が浮き彫りとなった。このような結果を受け、国民投票は安易に実施されなくなった⁽¹⁹⁾。例えば、1972年以後の16年間は、一度も国民投票が実施されていない。これには、政治体制が安定し、主要な政治課題が経済や社会に関するものへと変質する中で、国民投票が必要となるような大きな主題を見出しづらくなったことも影響している⁽²⁰⁾。

こうした状況の中で、80年代から、当時のフランソワ・ミッテラン (François Mitterrand) 大統領の下で、国民投票制度の改正の動きが現れ⁽²¹⁾、90年代に具体化した。ミッテラン大統領は、1992年に、憲法改正を検討するヴデル委員会⁽²²⁾を設置した。同委員会は、1993年に報告書⁽²³⁾を提出し、第11条について、憲法院による事前の合憲性審査の導入、公的自由(人権)の基本的保障の分野への国民投票の範囲の拡大、国民投票の発案権の拡大、組織法律による国民投票の施行規則の法定等の改正案を提示した。特に、発案権の拡大は、2008年の第11条の改正の原型となったもので、国会議員の5分の1と有権者の10分の1による発案で国民投票を実施するというものであった。これは、「少数派の発案による国民投票」(référendum d'initiative minoritaire)と称され、議会少数派の権利確保もその目的の一つであった⁽²⁴⁾。このように、ヴデル委員会の改革案は、国民投票の制度上の問題を解消する意欲的なものだった。しかし、その後、国民議会総選挙で与党社会党が敗れ、政治状況が変化したこともあり、結局この改革案が実現されることはなかった⁽²⁵⁾。

その後、ジャック・シラク (Jacques Chirac) 大統領の下で、1995年8月4日に憲法改正があり、第11条も改正された。しかし、これは前述の国民投票の対象の拡大及び議会における討議の導入のほか、大統領の審署(法律の成立に必要な署名)の期限の明確化の3点に関するもので、憲法院による事前審査や議会による統制の保障、発案権の拡大等は実現しなかった。

このような経緯を経て、ニコラ・サルコジ (Nicolas Sarkozy) 大統領は、2007年7月18日に、憲法改正を検討するためにバラデュール委員会⁽²⁶⁾を発足させた。同委員会の報告書⁽²⁷⁾では、ヴデル委員会が提案した国会議員の5分の1と有権者の10分の1による発案を土台とする案が提示された。これは「国民発案による国民投票」(référendum d'initiative populaire)と

(19) 岡田 前掲注(10), p.91.

(20) Assemblée nationale, *Compte rendu intégral, séance du 10 juillet 1995*, pp.4-5. Assemblée nationale Archives Website (<http://archives.assemblee-nationale.fr/10/cr/1994-1995-extraordinaire3/002.pdf>)

(21) 1984年に、教育改革に関する法律案をめぐる、議会において国民投票の必要性が議論されたことがきっかけとなった。横尾 前掲注(13), p.96.

(22) 正式名称は、「憲法改正諮問委員会」(Comité consultatif pour une révision de la Constitution)である。公法学者で、憲法院の構成員だったこともあるジョルジュ・ヴデル (Georges Vedel) 氏が委員長を務めたため、こう呼ばれる。

(23) Comité consultatif pour la révision de la Constitution, *Propositions pour une révision de la Constitution 15 février 1993: Rapport au Président de la République*. (<http://www.ladocumentationfrancaise.fr/var/storage/rapports-publics/084000091.pdf>)

(24) *ibid.*, p.47.

(25) 横尾 前掲注(13), p.99.

(26) 正式名称は、「第5共和制の制度の刷新及び均衡回復に関する検討・提案委員会」(Comité de réflexion et de proposition sur la modernisation et le rééquilibrage des institutions de la Ve République)である。エドゥアール・バラデュール (Édouard Balladur) 元首相が委員長であったため、このように呼ばれる。

(27) Comité de réflexion et de proposition sur la modernisation et le rééquilibrage des institutions de la Ve République, *Une V^e République plus démocratique*, 2007.10. (<http://www.ladocumentationfrancaise.fr/var/storage/rapports-publics/074000697/0000.pdf>)

称された。これを受け、2008年7月23日に憲法が改正され、第11条に規定する発案権が拡大された。この新たな制度は、「分有された発案による国民投票」(référendum d'initiative partagée) や「共同発案」(initiative conjointe) などと呼ばれる。

II 新制度の概要

1 憲法第11条の規定

2008年の憲法改正により、憲法第11条は、次のような規定に改められた。下線は2008年に改正された箇所、便宜のため、丸数字で項番号を付した。

第11条

- ① 共和国大統領は、官報に登載された会期中の政府の提案又は両院の共同の提案に基づき、公権力の組織並びに国の経済、社会若しくは環境⁽²⁸⁾に係る政策及びそれに貢献する公役務についての改革に関する全ての政府提出法律案又は諸制度の運営に影響し得る違憲でない条約の批准の承認を目的とする全ての政府提出法律案を国民投票に付することができる。
- ② 国民投票が政府の提案により組織される場合には、政府は、各議院において声明を發し、これに続き討議が行われる。
- ③ 第1項に規定する対象に関する国民投票は、国会議員の5分の1の発案であって、選挙人名簿に登録された有権者の10分の1の支持を得たものにより、組織することができる。この発案は、議員提出法律案の形をとり、1年未満の間に審議された法律の規定の削除を対象とすることができない。
- ④ 当該議員提出法律案の提出の要件及び憲法院が前項の規定の遵守を審査する要件は、組織法律で定める。
- ⑤ 当該議員提出法律案が組織法律で定める期限内に両議院により審議されなかった場合には、共和国大統領は、当該法律案を国民投票に付す。
- ⑥ 当該議員提出法律案がフランス国民により採択されない場合には、投票の日から2年を経過する前に、同一の主題に関するいかなる新たな国民投票の提案も提出することができない。
- ⑦ 国民投票により政府提出法律案又は議員提出法律案の採択が確定した場合には、共和国大統領は、国民投票の結果の公表から15日以内に、この法律に審議する。

この改正の要点は、2つある。1点目は、第1項の「社会」の後に「環境」が加えられ、国民投票の対象が拡大したことである。2点目は、第3項から第6項として、共同発案に関する規定が追加されたことである。これは、国会議員の5分の1以上による発案で、有権者の10分の1以上の支持を得た場合に、上述の3つの事項を対象とする国民投票を議員提出法律案の形で組織することができるというものである。さらに、第4項により、この共同発案による議員提出法律案についてのみ憲法院が事前に合憲性審査を行うことができることとなった。このように、1993年のヴデル委員会の提案以来の目標が、限定的ではあるが実現された。

(28) 「経済又は社会」であったのを、「環境」を加えて、「経済、社会若しくは環境」に改めた。

2 共同発案による国民投票制度の概要

この憲法第11条の規定は、2013年の組織法律により具体化されたことで実施が可能となった。これにより、共同発案による国民投票の実施までの流れは、次のようになる。

- ①議員提出法律案を全国会議員5分の1以上（上下両院計925人中185人以上）により国民議会又は元老院の理事部に提出する（憲法第11条第3項及び組織法律第1条第1項）。
- ②国民議会又は元老院の議長は、同法律案を憲法院に提出する（憲法第11条第4項及び組織法律第1条第2項）。
- ③憲法院は、同法律案の送付から1か月以内に、憲法第11条に掲げる各要件について審査する（憲法第11条第4項及び組織法律第2条）。

(a) 憲法第11条第3項に規定する全国会議員5分の1以上という要件の充足

(b) 国民投票の対象に関する次の3要件の充足

- ・対象が憲法第11条第1項に適合しているか。
- ・1年未満の間に審議された法律の規定の削除を対象としていないか（憲法第11条第3項に規定する要件）。
- ・2年未満の間に国民投票により否決された法律案と同一主題ではないか（憲法第11条第6項に規定する要件）。

(c) 同法律案の憲法適合性

- ④上記の要件が満たされた場合、内務大臣は、同法律案に対する支持署名の収集を電子的方法⁽²⁹⁾で実施する（組織法律第3条及び第5条）。収集期間は、9か月間である（組織法律第4条）。
- ⑤収集期間の終了後、憲法院は、同法律案が選挙人名簿に登録された全有権者の10分の1以上の支持を得たか否かを確認する（憲法第11条第4項及び組織法律第2条）。
- ⑥10分の1以上の支持があった場合において、その旨が官報に発表されてから6か月以内に同法律案が両院のいずれかにおいて1度も審議されなかったときは、大統領は、当該法律案を国民投票に付す（憲法第11条第5項及び組織法律第9条）。

⑥は、一方の議院が審議を行ったが他方は行わなかった場合又は両院とも審議を行わなかった場合には、国民投票が実施されることを意味する。これに対し、両院が少なくとも1度ずつ審議を行った場合には、国民投票は実施されない。例えば、議員提出法律案を付託された先議の院が、⑥の期間において、同法律案を議事日程に登載せず審議が行われなければ、その時点で、国民投票の実施が決定する。また、先議の院が、否決か可決かを問わず1回目の審議（第1読会）を行った場合において、後議の院が同法律案を議事日程に登載しなかったときも、国民投票の実施が決定する。これに対し、先議の院の審議後、後議の院も1回目の審議を行った場合には、両審議の結果が否決か可決かを問わず、国民投票は実施されない。

国民投票が実施されなかった場合のその後の手続は、次のように通常の立法手続と同様である。第1読会において両院の合意が得られなければ、第2読会又は両院協議会において審議が継続される。両院がいずれも否決した場合は廃案となる。両院が同一の法文で法律案を可決した場合には、法律が成立する。これらを整理すると、表2のようになる。

(29) 政府が開設した国民投票のサイト *Référendum d'initiative partagée Website* (<https://www.referendum.interieur.gouv.fr/>) 上で支持署名が収集される。

なお、通常の立法手続では、先議の院が議員提出法律案を否決した場合、同法律案は後議の院に送付されない⁽³⁰⁾。しかし、これをそのまま国民投票に関する議員提出法律案にも適用すると、後議の院は、審議を行うか否かの選択すらできず、国民投票が自動的に実施されることになる。そこで、組織法律第9条第2項により、国民投票に関する例外的な手続として、先議の院で議員提出法律案が否決された場合も、後議の院にこれを送付するとされた⁽³¹⁾。

表2 議員提出法案の審議と国民投票の実施可否

先議の院（第1読会）	後議の院（第1読会）	国民投票	その後の手続
議事日程に登載せず	—	○	—
審議により否決	議事日程に登載せず	○	—
	可決	×	第2読会又は両院協議会
	否決	×	廃案
審議により可決	議事日程に登載せず	○	—
	先議の院と同文で可決	×	審議により法律が成立
	先議の院の案を修正して可決	×	第2読会又は両院協議会
	否決	×	第2読会又は両院協議会

(出典) Guy Geoffroy, *Assemblée nationale Rapport*, N° 3946 et 3947, 16 novembre 2011, pp.52-56 を基に筆者作成。

このほかに、2013年の組織法律とともに制定された法律では、共同発案手続に関し、支持署名の賛成運動又は反対運動の資金調達に関する規定（法第1条）及び当該活動に関する罰則（法第2条）について定められた。また、同法第5条は、国民投票全般に関し、従来は存在しなかった国民投票の実施方法に関する一般的な規定を定めた。従来、憲法第11条、第89条及び第88-5条の国民投票のいずれについても、投票日や投票方法、可決に必要な得票率などは、法律で定められていなかった。これらは、国民投票の都度、大統領のデクレ⁽³²⁾により個別に決定されていた。しかし、第5条により、国民投票が有効投票の過半数をもって決定されること（選挙法典L.第558-44条）、投票用紙の形式（同L.第558-45条）、国政選挙等に関する規定の一部が国民投票にも適用されること（同L.第558-46条）、投票の集計（同L.第558-47条からL.第558-49条まで）等が法律上規定され、選挙法典に挿入された。

3 共同発案による国民投票制度の問題

このような共同発案による国民投票制度については、問題も指摘されている。

まず、全有権者の10分の1以上の支持という要件が挙げられる。この要件で要求される有権者数は、約440万人⁽³³⁾と推計されている。例えば、同様の人口規模のイタリアでは、国民の発案による国民投票に必要な有権者数は50万人であり、フランスの8分の1以下

(30) Jean-Pierre Sueur, *Sénat Rapport*, n° 373, 20 février 2013, p.47.

(31) この点について、下院議事規則も改正され、第124-5条に同様の規定が追加された。

(32) デクレ (décret) は、政令に相当。

(33) Christophe Tukov, "Une touche finale apportée par le Conseil constitutionnel à un tableau en « trompe-l'oeil » ? À propos de la décision n° 2013-681 DC du 5 décembre 2013," *La Semaine Juridique Edition Générale*, n° 52, 23 Décembre 2013, p.2368.

である。このように、10分の1以上という要件は、極めて困難であると予想されている⁽³⁴⁾。

次に、支持署名が集まったとしても、6か月以内に両院が1度ずつ審議を行えば、国民投票を実施することができない点も問題となる。一般に、法律案を議会の議事日程に登載する権限は、議会だけでなく、政府や議会の少数派にも付与されている。したがって、このいずれかが法律案を議事日程に登載するだけで、容易に国民投票を回避することができてしまう⁽³⁵⁾。この点について、過去のヴデル委員会の案では、国民投票を回避するためには議会が法律案を採択する必要があるとしていた。しかし、新たな制度でこのような仕組みは採用されなかった。したがって、共同発案を提起しても、何も成果が得られないおそれが多分にあることになる。

おわりに

2008年以降の国民投票制度の改正は、憲法第11条の運用に関する長年の課題に一定の解決を与えた。しかし、憲法院による事前審査は保障されたものの、これは共同発案に限られている。したがって、従来の大統領による発案については、依然として憲法院が関与する余地はない。同様に、議会も大統領の発案に対して有効な統制を加えることができない。さらに、国民投票の対象も曖昧なままである。つまり、第5共和制初期のプレビシット的な運用を可能にした枠組みはいまだ残ったままとなっている。

また、共同発案については、前述のように、国民投票の実現が極めて困難であると考えられる。しかし、今後、実際に共同発案が提出される中で、このような難点に対する問題意識が高まれば、更なる制度改正による国民投票の実現も不可能ではないと考えられている⁽³⁶⁾。

(はっとり ゆうき)
(本稿は、筆者が国会レファレンス課在籍中に執筆したものである。)

(34) Hamon, *op.cit.*(2), p.260.

(35) *ibid.*, p.259.

(36) *ibid.*, pp.267-268.

憲法第 11 条の適用に関する 2013 年 12 月 6 日の組織法律第 2013-1114 号

Loi organique n° 2013-1114 du 6 décembre 2013 portant application de l'article 11 de la Constitution

国立国会図書館 調査及び立法考査局
調査及び立法考査局フランス法研究会* 訳
国立国会図書館 総務部
人事課 服部 有希訳

【目次】

第 1 節 憲法第 11 条の適用により提出される議員提出法律案に関する規定

第 2 節 憲法院に関する規定

第 3 節 支持署名の収集に関する規定

第 4 節 国民投票手続に関する規定

第 1 節 憲法第 11 条の適用により提出される議員提出法律案に関する規定

第 1 条

憲法第 11 条第 3 項の適用により国会議員が提出する議員提出法律案は、憲法院への送付のために、国民議会又は元老院の理事部⁽¹⁾に提出される。

議員提出法律案は、提出を受けた議院の議長が憲法院に送付する。発案者の署名は、追加又は撤回することはできない。

第 2 節 憲法院に関する規定

第 2 条

憲法院⁽²⁾に関する組織法律を定める 1958 年 11 月 7 日のオルドナンス⁽³⁾第 58-1067 号⁽⁴⁾を次のように改める。

1° 第 2 章第 6 節の次に、第 6 節の 2 として次のように加える。

「第 6 節の 2 憲法第 11 条第 3 項の適用により提出される議員提出法律案に関する審査

第 45-1 条 議員提出法律案が憲法第 11 条第 4 項に規定する審査のために 1 の議院の議長により憲法院に送付されたときは、憲法院は、共和国大統領、首相及び他の議院の議長に直ちに通知する。

* この翻訳は、調査及び立法考査局フランス法研究会の平成 26 年 12 月から平成 27 年 2 月までの活動の成果であり、Loi organique n° 2013-1114 du 6 décembre 2013 portant application de l'article 11 de la Constitution. (http://www.legifrance.gouv.fr/jopdf/common/jo_pdf.jsp?numJO=0&dateJO=20131207&numTexte=1&pageDebut=19937&pageFin=19939) を訳出したものである。翻訳に当たっては、大山礼子駒澤大学法学部教授の指導を受けた。当会のメンバー（当時）は、北岡健司、古賀豪、高澤美有紀、坪井伸樹、寺倉憲一、服部有希、濱野恵、真子和也、矢部明宏（衆議院調査局法務調査室長）である。本稿におけるインターネット情報は、2015 年 5 月 29 日現在のものである。

(1) 理事部 (bureau) は、国民議会（下院）及び元老院（上院）にそれぞれ設置されており、議長、副議長、財務担当議員等で構成され、議長を補佐し、議院運営上の管理事務に当たる。

(2) 憲法院 (Conseil Constitutionnel) は合憲性審査機関である。

(3) オルドナンス (ordonnance) とは、憲法第 38 条に定める行政立法の一種である。政府は、議会が定める授権法律に基づき、法律事項に属する措置をオルドナンスで定めることができる。オルドナンスは、追認のための政府提出法案が授権法律に定める期間内に提出されない場合には、失効する。

(4) 憲法院の組織、任務等について定めるオルドナンス。

第 45-2 条 憲法院は、議員提出法律案の送付から 1 か月以内に、次に掲げる事項を審査する。

- 1° 議員提出法律案が国会議員の少なくとも 5 分の 1 により提出されており、前述の 5 分の 1 に相当する人数が憲法院による提出登録日における実際の議席数に基づき算出されたものであり、かつ少数点以下を切り上げたものであること。
- 2° 議員提出法律案の対象が憲法第 11 条第 3 項及び第 6 項に規定する条件を尊重しており、当該各項が規定する期間が憲法院による提出登録日において算出されたものであること。
- 3° 議員提出法律案のいかなる規定も憲法に違反しないこと。

第 45-3 条 憲法院は、理由を付した決定により裁定し、当該決定は官報に掲載する。

憲法院は、議員提出法律案が第 45-2 条に規定する条件を満たすと宣言する場合には、当該決定とともに必要な有権者の支持署名数を公表する。

第 45-4 条 憲法院は、議員提出法律案の支持署名の収集活動の適法性に留意するものとする。

憲法院は、全ての審査請求を審査し、最終的に裁定する。憲法院は、支持署名の集計期間又はその期間の終了後 10 日以内において、全ての有権者からの審査請求を受けすることができる。

審査請求は、名誉職を含む司法裁判所裁判官又は行政裁判機関構成員の中から憲法院長の推薦に基づき憲法院が任期 5 年で任命する 3 人で構成される組織が審査する。

審査請求を行った者は、当該組織の決定の通知から 10 日以内に、憲法院に対して、当該決定につき再審査を請求することができる。

前項に規定する再審査請求又は当該組織からの送付による請求があり、憲法院が当該収集活動中に不正があったと認める場合には、憲法院は、当該不正の性質及び重大性を考慮し、当該収集活動の結果を認めるか又は全部若しくは部分的な取消しを宣言すべきかどうかを判断する。

第 45-5 条 憲法院は、議員提出法律案の支持署名の収集活動に関するあらゆる調査を命令し、あらゆる記録を送付させることができる。内務大臣は、憲法院の要請に基づき、有権者の支持署名簿を同院に送付する。

憲法院は、その任務の遂行のために、国の所轄部局に協力を求める。

憲法院は、コンセイユ・デタ⁽⁵⁾の調査官及び会計検査院検査官評定官の中から選任される補助報告者を任命することができる。補助報告者は、議決権を有しない。

憲法院は、名誉職を含む司法裁判所裁判官若しくは行政裁判機関構成員又は鑑定人の中から、その役割を補佐するために、代理人を任命することができる。

憲法院は、証人の宣誓証言を受けるため又は現地での他の証拠調べに従事するため、その構成員のうち 1 人又は代理人を選任することができる。

第 45-6 条 憲法院は、議員提出法律案が選挙人名簿に登録された有権者の少なくとも 10 分の 1 の支持を得たかどうかを決定する。当該決定は、官報に掲載する。」

- 2° 第 56 条第 2 文中「及び 43」を「、43 及び 45-5」とする⁽⁶⁾。

(5) コンセイユ・デタ (Conseil d'État) は、最高行政裁判所であると同時に、法律に関する政府からの諮問に応じる諮問機関でもある。「國務院」と訳されることもある。

(6) 憲法院は、内規により、第 45-5 条に規定する調査等の実施条件を明確にすることとした。

第 3 節 支持署名の収集に関する規定

第 3 条

内務大臣は、憲法院の監督の下で、憲法第 11 条の適用により提出される議員提出法律案への支持署名の収集を実施する。

第 4 条

- I. 支持署名の収集期間は、憲法第 11 条の適用により提出された議員提出法律案が憲法院に関する組織法律を定める 1958 年 11 月 7 日のオルドナンス第 58-1067 号第 45-2 条の規定を満たすとの憲法院による決定の公表の翌月中のデクレ⁽⁷⁾で定める日に開始する。
- II. 支持署名の収集期間は、9 か月とする。
- III. 大統領選挙又は国民議会総選挙が、憲法院の決定の後 6 か月以内に予定される場合には、支持署名の収集期間は、最も遅い時期に予定され又は執行される選挙の実施後 2 か月目の月の第 1 日に開始する。
- IV. 国民議会の解散、共和国大統領の不在又は憲法院の決定による共和国大統領の確定的な執務不能の場合には、支持署名の収集期間は、有権者を招集するデクレ⁽⁸⁾の公表の時から中断する。この期間は、選挙の実施後 2 か月目の月の第 1 日目から再び計算を開始する⁽⁹⁾。

第 5 条

有権者名簿に記載されている有権者は、憲法第 11 条の適用により提出される議員提出法律案への支持を表明することができる。

当該支持は、電子的に収集する。

支持は、取り下げることができない。

有権者は、この組織法律に規定する目的のみのために支持の登録に同意したとみなす。

第 6 条

憲法第 11 条の適用により提出される議員提出法律案への支持を電子的方法により表明する有権者が使用できる公衆向けオンライン通信サービスのアクセスポイントは、各小郡又は同等の各行政区域のうち最も人口の多いコミューン⁽¹⁰⁾内に少なくとも 1 か所及び各領事館に置くものとする。

第 1 項の適用については、全ての有権者は、その求めにより、コミューン又は領事館の係員に支持を書面で提出することにより電子的に登録することができる。

第 7 条

何人も、議員提出法律案の支持署名簿を閲覧することができる。

支持署名の収集活動において収集されたデータは、議員提出法律案が有権者名簿に登録した有権者の 10 分の 1 以上の支持を得ているとの憲法院の決定が官報に掲載された後 2 か月以内に破棄される。

(7) デクレ (décret) は、政令に相当。

(8) 選挙の実施日等を定めたデクレ。例えば、“Décret n° 2012-256 du 22 février 2012 portant convocation des électeurs pour l'élection du Président de la République” など。

(9) 第 4 条 III、IV は、支持署名の収集と選挙活動とが同時に行われることによる有権者の混乱を回避することを目的とした規定である。Jean-Pierre Sueur, *Sénat Rapport*, n° 373, 20 février 2013, p.38.

(10) 小郡 (canton) は、県より下位でコミューン (市町村) よりも広域の行政区画でもある。コミューンは地方公共団体であるが、小郡に法人格はない。山口俊夫編『フランス法辞典』東京大学出版会, 2002, p.66.

第8条

この節を適用する方法は、個人情報処理について情報処理及び自由に関する国家委員会⁽¹¹⁾の理由を付して公表される意見を聴いた後に、コンセイユ・デタの議を経るデクレで定める。

第4節 国民投票手続に関する規定

第9条

議員提出法律案が有権者名簿に登録した有権者の10分の1以上の支持を得ているとの憲法院の決定が官報に掲載された後6か月以内に両院のいずれかにおいて1度も審議されなかった場合には、共和国大統領は、当該法律案を国民投票に付す。当該期間は、常会と常会の間は中断する。

第1項の適用については、先議の院の審議において当該議員提出法律案が否決された場合には、当該院の議長は、後議の院の議長に通知の上、当該議員提出法律案の原案を送付する。

第10条

この組織法律は、審署の日から13か月目の月の第1日目から施行する。

この法律は、国の法律として施行する。

(はっとり ゆうき)
(本稿は、筆者が国会レファレンス課在籍中に執筆したものである。)

(11) 情報処理及び自由に関する国家委員会 (Commission nationale de l'informatique et des libertés: CNIL) は、個人情報保護に関する監督機関。

憲法第 11 条の適用に関する 2013 年 12 月 6 日の法律第 2013-1116 号

Loi n° 2013-1116 du 6 décembre 2013 portant application de l'article 11 de la Constitution

国立国会図書館 調査及び立法考査局
調査及び立法考査局フランス法研究会* 訳
国立国会図書館 総務部
人事課 服部 有希訳

第 1 条

選挙法典第 6 編の 2 の次に、第 6 編の 3 として次のように加える。

「第 6 編の 3 国民投票活動に適用する諸規定

第 1 章 憲法第 11 条の適用により提出される議員提出法律案に対する支持署名の収集

第 1 節 支持署名の収集に賛成し又は反対する活動の資金調達

L. 第 558-37 条 憲法第 11 条の適用により提出される議員提出法律案に対する支持署名の収集に賛成し又は反対する活動の資金調達のため、正式に特定された自然人 1 人が納める寄付金は、4,600 ユーロを上回ることはできない。

支持署名の収集に賛成し又は反対する活動の資金調達のため政党又は政治団体に対し納める 150 ユーロ以上のあらゆる寄付金は、小切手、振替、自動引き落とし又は銀行カードで支払わなければならない。政党又は政治団体は、寄付金ごとに領収書を交付する。

支持署名の収集に賛成し又は反対する活動の資金調達のため政党又は政治団体に対し納められた現金での寄付金総額は、寄付金全体の 20% を上回ることはできない。

支持署名の収集活動のため政党又は政治団体が行うあらゆる資金活動は、この政党又は政治団体の会計に添付する詳細な会計の対象となる。

政党又は政治団体を除き、法人は、いかなる形式のものであれ寄付金を納め、又は直接的若しくは間接的に、資産、サービス又は特典を通常の価格より廉価な価格で提供することにより、憲法第 11 条の適用により提出される議員提出法律案に対する支持署名の収集に賛成し又は反対する活動の資金調達に関わることはできない。

外国又は外国籍の法人は、直接的又は間接的に当該活動の資金調達に関わることはできない。

この条に違反した者は、L. 第 113-1 条 II に規定する刑⁽¹⁾に処する。」

第 2 条

この法律第 1 条によって加えられた選挙法典第 6 編の 3 第 1 章の末尾に、第 2 節として次のように加える。

「第 2 節 刑罰に関する諸規定

* この翻訳は、調査及び立法考査局フランス法研究会の平成 26 年 12 月から平成 27 年 2 月までの活動の成果であり、Loi n° 2013-1116 du 6 décembre 2013 portant application de l'article 11 de la Constitution. <http://www.legifrance.gouv.fr/jopdf/common/jo_pdf.jsp?numJO=0&dateJO=20131207&numTexte=3&pageDebut=19939&pageFin=19941> を訳出したものである。翻訳に当たっては、大山礼子駒澤大学法学部教授の指導を受けた。当会のメンバー（当時）は、北岡健司、古賀豪、高澤美有紀、坪井伸樹、寺倉憲一、服部有希、濱野恵、真子和也、矢部明宏（衆議院調査局法務調査室長）である。本稿におけるインターネット情報は、2015 年 5 月 29 日現在のものである。

(1) 3,750 ユーロの罰金及び 1 年の拘禁刑又はそのいずれか。

L. 第 558-38 条 憲法第 11 条の適用により提出される議員提出法律案に対する支持署名の収集活動の参加者が、選挙人名簿に登録されている選挙人の身分を詐称し又は詐称しようとした場合は、2 年の拘禁刑及び 30,000 ユーロの罰金に処する。

L. 第 558-39 条 収集活動の中で、収集した情報を不正に削除し若しくは改竄した者又はこの削除、付加若しくは改竄を試みた者は、5 年の拘禁刑及び 75,000 ユーロの罰金に処する。

暴力を用いて第 1 項に規定する行為を行った場合は、7 年の拘禁刑及び 100,000 ユーロの罰金に処する。

L. 第 558-40 条 収集活動の中で、脅迫、暴力、監禁、職権濫用又は権限の濫用により、選挙人に署名させ若しくは署名を棄権させ、又は署名させ若しくは署名を棄権させようとした者は、2 年の拘禁刑及び 15,000 ユーロの罰金に処する。

L. 第 558-41 条 収集活動の中で、選挙人に署名させ又は署名を棄権させるため、直接的又は間接的に、提供、約束、寄贈、贈与又は何らかの利得を提示する者は、2 年の拘禁刑及び 15,000 ユーロの罰金に処する。

提供、約束、寄贈、贈与又は何らかの利得を受け取り又は要請した者は、前項と同一の刑に処する。

L. 第 558-42 条 収集活動の中で、収集した情報を検査又は監督以外の目的で複製し又は複製を試みた者は、5 年の拘禁刑及び 75,000 ユーロの罰金に処する。

L. 第 558-43 条 この節に規定する犯罪につき有罪となった者には、以下に掲げる刑も付加することができる。

1° 刑法典第 131-26 条 1° 及び 2° の規定に従う公民権の停止⁽²⁾

2° 刑法典第 131-35 条及び第 131-39 条 9° に規定する判決の掲示又は公告

第 3 条

憲法第 11 条の適用により提出される議員提出法律案の支持署名の収集の一環として行われる個人情報の処理は、情報処理及び自由に関する国家委員会の理由を付して公表される意見を聴いた後に、コンセイユ・デタ⁽³⁾の議を経るデクレ⁽⁴⁾で許可する。当該意見は、当該処理を許可するデクレとあわせて公表する。

全ての自然人について、当該自然人に関する個人情報の処理に対して異議申立てを行う法的権利は、行使することができない。

第 4 条

議会の運営に関する 1958 年 11 月 17 日のオルドナンス⁽⁵⁾第 58-1100 号第 4 条の 2⁽⁶⁾の末尾に、次の一項を加える。

「この条第 1 項から第 3 項までは、憲法第 11 条の適用により提出され、及び憲法院⁽⁷⁾に

(2) 具体的には、選挙権や被選挙権等の停止。3° では裁判所で鑑定人等の職務を行う権利の禁止、4° では証言の権利の禁止、5° では後見人又は保佐人になる権利の禁止が書かれている。

(3) コンセイユ・デタ (Conseil d'État) は、最高行政裁判所であると同時に、法律に関する政府からの諮問に応じる諮問機関でもある。「國務院」と訳されることもある。

(4) デクレ (décret) は、政令に相当。

(5) オルドナンス (ordonnance) とは、憲法第 38 条に定める行政立法の一種である。政府は、議会が定める授権法律に基づき、法律事項に属する措置をオルドナンスで定めることができる。オルドナンスは、追認のための政府提出法案が授権法律に定める期間内に提出されない場合には、失効する。

(6) このオルドナンスは、議会の運営等について定めている。第 4 条の 2 は、議会が議員提出法律案について、コンセイユ・デタに意見を求めることができるとする規定。

(7) 憲法院 (Conseil Constitutionnel) は合憲性審査機関である。

関する組織法律を定める 1958 年 11 月 7 日のオルドナンス第 58-1067 号第 45-1 条⁽⁸⁾に規定する条件に従い憲法院に送付される議員提出法律案に適用することができない。」

第 5 条

この法律第 1 条によって加えられた選挙法典第 6 編の 3 の末尾に、第 2 章として次のように加える。

「第 2 章 国民投票の組織

第 1 節 一般規定

L. 第 558-44 条 国民投票に付す政府提出法律案又は議員提出法律案について意見を表明するよう求められた有権者の意思は、有効投票の過半数をもって決する。

L. 第 558-45 条 有権者には、「賛成」と記載したもの及び「反対」と記載したものの 2 枚の白紙に印刷された投票用紙を配布する。

同日に 2 以上の国民投票を組織する場合には、提起された各案件に対し、「賛成」又は「反対」により回答することができる白紙に印刷された 1 枚の投票用紙を有権者に配布する。

L. 第 558-46 条 次に掲げる規定は、この章で規定する国民投票の事務に適用することができる。

1° L. 第 52-3 条、L. 第 55 条、L. 第 56 条、L. 第 57 条、L. 第 58 条、L. 第 65 条第 3 項及び第 4 項、L. 第 66 条、L. 第 68 条第 2 項及び第 3 項、L. 第 85-1 条、L. 第 88-1 条、L. 第 95 条並びに L. 第 113-1 条 I 1° から 5° まで及び II 1° から 5° までを除き、第 1 編第 1 章第 1 節、第 2 節、第 5 節、第 6 節及び第 7 節⁽⁹⁾

2° L. 第 385 条、L. 第 386 条、L. 第 387 条、L. 第 389 条、L. 第 390-1 条及び L. 第 393 条⁽¹⁰⁾

3° L. 第 451 条、L. 第 477 条、L. 第 504 条及び L. 第 531 条⁽¹¹⁾

当該規定を適用する場合には、「候補者」又は「候補者名簿」とあるのは「政党」又は「運動に参加する資格を有する団体」と読み替えるものとする。

(8) 憲法院の組織、任務等について定めるオルドナンス。第 45-1 条については、憲法第 11 条の適用に関する 2013 年 12 月 6 日の組織法律第 2013-1114 号第 2 条の翻訳を参照。

(9) 選挙法典第 1 編第 1 章は、国民議会議員選挙等に関する共通規定であって、第 1 節は有権者の要件、第 2 節は選挙人名簿、第 5 節は選挙運動、第 6 節は投票、第 7 節は刑罰に関する規定である。ここで適用が除外された条文は、立候補者に関する規定などの国民投票に関係しないものである。

(10) 海外にあるフランスの領土であるニューカレドニア、フランス領ポリネシア、ワリス・エ・フトゥナに適用する場合の読替規定。なお、海外の領土は、法律の適用、権限、組織等の面で本土とは異なる地方公共団体を形成している。これらは、憲法の規定に基づき大きく 3 種類に分類される。まず、憲法第 73 条に規定する「海外県」(département d'outre-mer: DOM) として、グアドループ (Guadeloupe)、マルティニーク (Martinique)、フランス領ギアナ (Guyane)、レユニオン (Réunion) 及びマヨット (Mayotte) がある。これらは、県であると同時に「海外州」(région d'outre-mer: ROM) という州でもあるため、「海外県及び海外州」(département et région d'outre-mer: DROM) ともいう。ただし、フランス領ギアナ及びマルティニークは、2015 年 12 月から、州と県の組織機構を統合した特殊な地方公共団体になる予定である。(「フランス領ギアナ及びマルティニークの地方公共団体に関する 2011 年 7 月 27 日の法律第 2011-884 号 (Loi n° 2011-884 du 27 juillet 2011 relative aux collectivités territoriales de Guyane et de Martinique) 第 21 条)。次に、憲法第 74 条で規定する「海外地方公共団体」(collectivité d'outre-mer: COM) として、サン・ピエール・エ・ミクロン、サン＝バルテルミ、サン＝マルタン、フランス領ポリネシア及びワリス・エ・フトゥナがある。このほかに、憲法第 77 条で規定する独自の地位を有する地方公共団体であるニューカレドニアがある。

(11) マヨット、サン＝バルテルミ、サン＝マルタン又はサン・ピエール・エ・ミクロンに適用する場合の読替規定。

第2節 投票の集計

L. 第 558-47 条 各県、各海外地方公共団体⁽¹²⁾及びニューカレドニアにおいて、県庁所在地に本拠を置き、控訴院長又はサン・ピエール・エ・ミクロンにおいては控訴上級裁判所長⁽¹³⁾が指名する委員長を含む3人の司法官⁽¹⁴⁾で組織する集計委員会を設置する。

ワリス・エ・フトゥナ、サン＝バルテルミ及びサン＝マルタンにおいては、控訴審の長は、裁判官の数が不足する場合には、国の代表者の提案により、第1項に規定する委員会の委員として公務員を指名することができる。

パリに本拠を置き、パリ控訴院長が指名する委員長を含む3人の司法官で組織し、フランス国外に居住するフランス国民の投票に関する権限を有する集計委員会を設置する。

L. 第 558-48 条 集計委員会は、次に掲げる事項を所管する。

1° 各コミューンの単位及びワリス・エ・フトゥナ、サン＝バルテルミ及びサン＝マルタンにおいては海外地方公共団体の単位で確認する結果の集計

2° 異議申立てを除き、開票について生じ得る疑義を解消すること及び憲法院の審査権限を損なうことなく、必要な訂正を行うこと。

L. 第 558-47 条第3項に規定する委員会は、フランス国外に居住するフランス国民の投票について、この条1°及び2°に規定する任務を遂行する。

L. 第 558-49 条 集計委員会は、遅くとも投票の翌日中に、憲法院に、集計結果及び必要に応じて有権者の異議申立てを記載する調書を添付した選挙録⁽¹⁵⁾を送付する。

投票の総合集計は、憲法院が行う。」

第6条

この法律は、憲法第11条の適用に関する2013年12月6日の組織法律第2013-1114号と同日に施行する。

この法律は、ニューカレドニア、フランス領ポリネシア及びワリス・エ・フトゥナに適用することができる。

この法律は、国の法律として施行する。

(はっとり ゆうき)

(本稿は、筆者が国会レファレンス課在籍中に執筆したものである。)

(12) 前掲注(10)参照。

(13) サン・ピエール・エ・ミクロンやワリス・エ・フトゥナなどに設置される裁判所の長(司法組織法典(Code de l'organisation judiciaire) L. 第513-6条からL. 第513-11条まで)。

(14) 司法官(magistrat)は、裁判官と検察官の総称である。山口俊夫編『フランス法辞典』東京大学出版会, 2002, p.351.

(15) 選挙録(procès-verbal)は、投票数等の選挙の実施状況を記録したもの。“Fonctionnement d'un bureau de vote.” Elections, Ministère de l'Intérieur Website <<http://www.interieur.gouv.fr/Elections/Comment-voter/Fonctionnement-d-un-bureau-de-vote>>